

妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業
自治体職員向けQ&A

令和6年12月27日
こども家庭庁成育局成育環境課

目次

制度趣旨	2
予算執行関係	5
妊婦等包括相談支援事業.....	11
妊婦のための支援給付.....	15

凡例

●: 令和6年度出産・子育て応援交付金自治体向けQ&A(第1版)【令和6年8月20日】に同趣旨の内容を記載

○: 新規情報として記載

番号	分類	質問	回答
制度趣旨			
1	●	<p>出産・子育て応援交付金事業を制度化した経緯は如何。</p>	<p>出産・子育て応援交付金は、令和4年度第2次補正予算から開始した妊娠届出時と出生届出時の計 10 万円相当の経済的支援と伴走型相談支援を一体的に実施する予算事業ですが、こども未来戦略(令和5年 12 月 22 日閣議決定)において、「出産・子育て応援交付金」(10 万円)については 2025 年度から子ども・子育て支援法の新たな給付として制度化し、「伴走型相談支援」については児童福祉法の新たな相談支援事業として制度化するとされたことを踏まえ、今般成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第 47 号。以下「子子法改正法」という。)において所要の規定を整備したところです。</p> <p>それぞれの法律では、「出産・子育て応援給付金」は「妊婦のための支援給付」、「伴走型相談支援」は、「妊婦等包括相談支援事業」と規定されています。</p>
2	○	<p>妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業の趣旨・ねらいは如何。</p>	<p>妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担の軽減し、もって妊婦や胎児である子どもの保健及び福祉の向上に寄与することを目的として、妊婦のための支援給付として妊婦支援給付金を支給します。これは、妊娠による心身の負担に着目した給付金であり、出産に関する保険給付を行うことを目的の一つとする健康保険の対象ともなり得る内容であるが、その申請や支給の際に相談支援や保健指導とあわせて行うことを法律上も明確にしているとおおり、直接的には子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることのできる環境を整備することを目的としたものであること、市町村が行う妊娠・出産期の母子支援サービスと一体として行うものであることを踏まえ、子ども・子育て支援法に位置付けたものです。</p> <p>また、児童福祉法において、妊婦等包括相談支援事業として伴走型相談支援を位置づけることで、市町村による相談支援の実施を確実なものとし、妊娠時から出産・子育てまで一貫して、すべての妊産婦に寄り添い、継続的な情報発信や定期的な相談対応を実</p>

			施するとともに、必要な場合により専門的・個別的な支援につなげていくことで、より安心して出産・子育てができるようにすることがねらいです。
3	○	妊婦のための支援給付と妊婦支援給付金の違いは何か。	「妊婦のための支援給付」は給付の名称であり、「妊婦支援給付金」は認定を受けた申請者に対して支給される給付金の名称です。
4	○	出産・子育て応援交付金事業は令和6年度限りでなくなるのか。	お見込みのとおりです。 ただし、令和6年度までに出生したこどもの養育者への経済的支援及び令和6年度までに出生した児童の母でやむを得ない特別な事情により支給されていない妊娠に関する経済的支援は、妊婦のための支援給付ではなく、出産・子育て応援交付金として支給することとしていることから、その対応のために、令和7年度の事業継続について引き続き検討してまいります。
5	○	伴走型相談支援事業はなくなるのか。	出産・子育て応援交付金事業として実施していた「伴走型相談支援事業」は令和6年度限りとなり、令和7年度以降は、同趣旨の事業として児童福祉法に基づく「妊婦等包括相談支援事業」が施行されますので、引き続き、伴走型の妊婦に寄り添う相談支援の実施をお願いします。 なお、「伴走型相談支援」の名称は、当該妊婦等包括相談支援事業の通称名などで引き続き利用していただいても差し支えありません。
6	○	出産・子育て応援ギフトは市町村の創意工夫によりギフトの名称を設定することが可能であったが、妊婦支援給付金も同様か。	妊婦のための支援給付の名称については、市町村の創意工夫により、親しみの持てる名称を検討いただいて差し支えありませんが、その場合においても妊婦支援給付金と同一であることが妊婦に分かるようにしてください。
7	○	妊婦支援給付金の支給にあたって、公金受取口座を活用することはできるか。	可能です。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報提供ネットワークシステムの使用による情報連携を可能とする手続(令和7年2月改訂版データ標準レイアウト)により発効済です。 また、今後、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第二条の改正を行い、妊婦のための支援給付を公的給付の支給と位置づけることで公金受取口座を活用可能とする予定(令和7年4月1日施行予定)です。 なお、令和7年度についても引き続き公金受取口座を活用することは可能ですが、妊婦のための支援給付とはデータ標準レイアウトが異なりますのでご注意ください。

8	○ 妊婦のための支援給付に市町村独自で上乘せ支給する場合、当該上乘せ支給分については別途特定公的給付の指定は必要か。	市町村独自の上乗せ支給について、既存の給付金(妊婦のための支援給付)の有受給資格者に対し、要件の変更等無く支給を行うのであれば、上乘せという整理を行い、特定公的給付の指定を受けることなく事業を行うことは差し支えありません。 なお、この件については、デジタル庁へ確認済です。
9	● 転出入による給付金支給記録や伴走型相談支援の記録の市町村間の情報伝達の事務負担が大きいが、DXを活用した情報連携を可能にすることは考えないのか。	国が新たに共通基盤等のシステム構築は行うことは予定しておりません。地方公共団体の標準システム(健康管理システム)で管理項目の標準化を行ったうえで、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報提供ネットワークシステムの使用による情報連携を可能とする手続(令和8年6月向けデータ標準レイアウトの改版作業)を進めてまいります。 当該手続後(改版後のデータ標準レイアウト公開後)、市町村で当該改版に対応していただくことで、市町村間で情報連携が可能となります。 【現時点で目指しているスケジュール】※関係機関との調整により変更があり得ます。 ・令和7年6月 令和8年6月向けデータ標準レイアウト公開 ・令和8年6月 給付履歴の情報連携開始
10	○ 情報提供ネットワークシステムを使用した妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業の市町村間情報連携については、全ての市町村が対応する必要があるか。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第22条第1項により、情報提供者は、利用特定個人情報の提供を求められた場合には、情報照会者に対し、当該利用特定個人情報を提供しなければならないこととされていることから、全ての市町村において特定個人情報の提供の求めに応じる必要があります。 (参考) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (利用特定個人情報の提供) 第二十二条 情報提供者は、第十九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて第二十一条第二項の規定による内閣総理大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該利用特定個人情報を提供しなければならない。

予算執行関係

11	○ 妊婦等包括相談支援事業、妊婦支援給付金、現金以外のクーポン発行等にかかる委託経費等は、それぞれ別々の交付要綱等に基づく交付となるか。	お見込みのとおり、事業が異なりますのでそれぞれ交付要綱を定めることとなります。 なお、妊婦等包括相談支援事業は、利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型)により交付するため利用者支援事業の交付要綱により、妊婦支援給付金は、妊婦のための支援給付費交付金の交付要綱により、クーポン等の委託経費は、妊婦のための支援給付費補助金(仮称)の交付要綱により交付される見込みです。
12	● 妊婦支援給付金は全額国負担で、都道府県及び市町村の負担は生じないという理解で良いか。	お見込みのとおりです。なお、従来の出産・子育て応援交付金と同様、市町村から国へ交付申請いただく仕組みは変わりません。 (参考) 子子法改正法による改正後の子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) 第65条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。 一 妊婦支援給付金の支給に要する費用 一の二～六 (略) 第68条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第65条の規定により市町村が支弁する同条第1号に掲げる費用に充当させるため、第71条の3第1項の規定により国が徴収する子ども・子育て支援納付金を原資として、当該費用の全額に相当する額を交付する。 2・3 (略)
13	● 妊婦支援給付交付金の市町村から国への交付申請に係る執行スケジュールは決まっているか。	国から市町村に対しての支払は、交付決定日(8月頃を想定)以降から年度末にかけて複数回に分けて支払うことを予定しています。 また、令和10年度までは、妊婦支援給付金は、全部またはその一部が子ども・子育て支援特例公債によって確保されることとされていることから、交付決定を受けた妊婦支援給付金は、官署支出官に滞留させることがないように速やかに支出していただく必要があります。

14	○ 妊婦支援給付金に係る交付金は、概算払と考えてよいか。また、妊婦のための支援給付は法定給付であることから、交付決定額に不足が生じた場合、実績報告に基づき追加交付されるという理解でよいか。	国から市町村に対して概算払を行う方向で調整していきます。 また、お見込みのとおり、今般の法定給付化に伴い、国からの交付決定額に不足が生じる場合は、実績報告に基づき交付額を確定し、不足分は精算交付することになります。
15	○ 現金その他確実な支払方法以外で支給する場合の妊婦支援給付金に係る交付金の精算方法は如何に。	妊婦のための支援給付においては、受給者が現金その他確実な支払方法以外で給付金を受け取ることを希望した場合、当該受給者が希望するポイント等が利用可能となった時点で、市町村は妊婦給付認定者に対して給付金を支給した整理となるため、妊婦給付認定者がポイント等を一部未使用であったとしても、国と市町村の間で交付金の精算をすることはありません。 また、受給者と市町村(委託業者)の精算について、国は関与する立場にありません。 なお、受給者のポイント等が未執行とならぬよう使用期限の設定や利用勧奨をするなどの市町村の工夫が必要であると考えます。
16	○ 妊婦支援給付金に係る交付金の交付は、国から市町村への直接交付と理解してよいか。	お見込みのとおりです。 (参考) 子子法改正法による改正後の子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) 第65条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。 一 妊婦支援給付金の支給に要する費用 一の二～六 (略) 第68条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第65条の規定により市町村が支弁する同条第1号に掲げる費用に充当させるため、第71条の3第1項の規定により国が徴収する子ども・子育て支援納付金を原資として、当該費用の全額に相当する額を交付する。 2・3 (略)
17	○ 妊婦のための支援給付交付金の市町村における予算計上は、歳入予算は国庫負担金、歳出予算	市町村の歳入歳出予算科目については当該市町村ごとの判断により予算計上してください。

		は扶助費として差し支えないか。	
18	○	妊婦のための支援給付は地方自治法施行令第百六十一条第一項第十号の「生活扶助費、生業扶助費その他これらに類する経費」に含まれるものと解してよいか。 (市町村の規則で定めずとも職員への資金前渡が可能か。)	妊婦のための支援給付は、地方自治法施行令第 161 条第 1 項第 10 号の「生活扶助費、生業扶助費その他これらに類する経費」ではなく第 17 号に該当する経費です。そのため、妊婦のための支援給付を資金前渡するためには、同号に基づき、市町村の規則で定める必要があります。 (参考) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) (資金前渡) 第百六十一条 次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。 一～九 (略) 十 生活扶助費、生業扶助費その他これらに類する経費 十一～十六 (略) 十七 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの
19	○	妊婦支援給付金を現金で支給する際の経費のうち振込手数料や人件費以外の経費は、妊婦のための支援給付費補助金(仮称)と妊婦等包括相談支援事業型のどちらの対象経費となるか。	妊婦支援給付金を現金で支給するための経費はすべて、妊婦のための支援給付費補助金(仮称)により補助を行うこととしています。 詳しくは交付要綱でお示します。
20	○	利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型)の補助基準額の考え方如何。	制度化後も伴走型相談支援が適切に行えるよう、現在の補助基準額を引き継いだうえで、これまでの伴走型相談支援事業の市町村の事業費を参考に補助基準額を算定し、こども家庭センターの業務量を考慮した区分を設ける予定としています。 補助基準額の基になるこども家庭センターの数は、各市町村における統括支援員の人数ではなく、旧子育て世代包括支援センターの母子保健機能窓口数となります。複数の旧子育て世代包括支援センターの母子保健機能窓口がある場合は、それぞれの窓口の妊娠の届出受

			理数を基に補助基準額が決まり、その合計額が交付申請の際の補助基準額となります。
21	○	利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型)の補助対象となる経費は。	事業にかかる消耗品費の需用費、面談を実施する職員の人件費、法人等に委託する場合の経費、市町村がプッシュ型の情報発信や相談支援等を行うシステム(子育て関連アプリなど)が想定されます。 詳しくは交付要綱でお示します。
22	○	既に市町村で相談支援を行っていた正規職員が妊婦等包括相談支援事業の相談支援を実施する場合、人件費を計上することは可能か。	地方交付税措置対象となっている経費を除いて計上可能です。
23	○	伴走型相談支援の面談に係る事業費は、利用者支援事業の基本型、こども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型いずれの型で交付申請すればよいか。	妊婦等包括相談支援(令和7年度以降の伴走型の相談支援)をどの事業を用いて実施するかは市町村が決めることができます。妊婦等包括相談支援を実施するための場合や、地方交付税で配置された職員及びこども家庭センターの配置基準の職員を超えて人員配置を行い実施する場合は、利用者支援事業の妊婦等包括相談支援事業型で交付申請を行ってください。 また、新生児訪問指導や乳児家庭全戸訪問と併せて行う場合や、利用者支援事業基本型により委託して相談対応を行う場合など、妊婦等包括相談支援は既存の相談事業と一体的に実施することが考えられますが、妊婦等包括相談支援事業の実施による追加的な費用が発生しない場合は、妊婦等包括相談支援事業型は利用できません。追加費用が発生する場合には、妊婦等包括相談支援事業型が利用できますので、各事業の実施の実態に応じて、事業費や従事する職員の業務区分を明確にしたうえで、重複して交付申請することがないように、各交付金の交付申請を行ってください。
24	○	利用者支援事業のこども家庭センター型と妊婦等包括相談支援事業型の両方を申請することは可能か。	利用者支援事業のこども家庭センター型と妊婦等包括相談支援事業型の両方を活用することは可能です。業務実態に応じて事業費を明確に区分していただき重複して交付申請することがないようにしてください。 なお、伴走型相談支援に必要な需用費等の経費を妊婦等包括相談支援事業型で申請することは可能ですが、伴走型相談支援と関係ない、例えばこども家庭センターの運営に必要な需

			用費等の経費を妊婦等包括相談支援事業型で申請することはできず、同様に、伴走型相談支援のみにかかる経費をこども家庭センター型で申請することもできませんのでご注意ください。
25	○	伴走型相談支援の面談を引き続き乳児家庭全戸訪問の機会と併せて行う場合の利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）と乳児家庭全戸訪問事業との補助対象経費の棲み分けはどのように考えるか。	乳児家庭全戸訪問事業等での妊婦等と面談する機会と併せて、妊婦等包括相談支援事業の面談を実施する場合には、付加的に発生する業務に要する追加費用分を利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）として交付申請することが考えられます。
26	○	会計年度任用職員が妊婦等包括相談支援事業にかかるアンケート集計業務と妊婦支援給付金の支給にかかるいずれの業務も行う場合は、どのように交付申請することとなるか。	当該職員の人件費については、勤務時間等により按分して利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）と妊婦のための支援給付費補助金（仮称）に、各交付要綱に基づき各事業にかかった経費を交付申請することになります。
27	○	令和6年度に、事業開始準備のために会計年度任用職員を雇用した場合など、事業開始日前に準備経費としてかかった費用は全て補助対象外か。	一般的に、事業実施のための「施設の改修」や「備品の購入」がいわゆる開設準備経費として国庫補助の対象とされていることがある一方、人件費や需用費については、あくまでも事業を開始してから要した経費が国庫補助の対象となると承知していますが、具体的には申請を検討されている事業に関する交付要綱をご確認ください。 なお、令和6年度に雇用された会計年度職員が出産・子育て応援交付金の事務に従事しているのであれば、出産・子育て応援交付金の補助対象となり得ます。
28	○	出産・子育て応援交付金事業で購入した備品は、妊婦等包括相談支援事業以外の用途で使用することはできるか。	補助金は、補助事業の目的を達成するために交付されるものです。出産・子育て応援交付金事業で購入した備品を出産・子育て応援交付金の後継事業と整理できる妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業以外の事務・事業の用に供するために使用することは想定されておりません。場合によっては財産処分等の手続きが必要になることも考えられますので、個別にご照会ください。

29	○	令和6年度までに出生したこどもに関する子育て応援ギフトを、令和7年度に支給する際の面談にかかる費用は対象経費か。	利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型)の対象経費となります。 詳しくは、交付要綱でお示しします。
30	○	令和6年度までに出生したこどもに関する子育て応援ギフトを令和7年度に現金で支給する場合の事務費は対象経費となるか。	妊婦のための支援給付費補助金(仮称)の対象経費となります。 詳しくは、交付要綱でお示しします。
31	○	令和6年度までに出産・子育て応援給付金を現金以外のクーポン等により受給した支給対象者が、令和7年度にクーポン等を使用し、当該使用した額に応じて業務委託事業者に精算払いする場合の委託経費は対象経費となるか。	妊婦のための支援給付費補助金(仮称)の対象経費となります。 詳しくは、交付要綱でお示しします。

妊婦等包括相談支援事業

32	<p>● 伴走型相談支援事業の制度化後の運用面の主な変更点は。</p>	<p>伴走型相談支援の妊婦等との面談実施に関する運用面において大きな変更点はないと考えております。これまで市町村の創意工夫で行っていた伴走型相談支援事業を引き続き法律に定められた妊婦等包括相談支援事業として実施していただくこととなります。</p> <p>妊婦等包括相談支援事業の具体的な内容は、子子法改正法による改正後の児童福祉法第6条の3第22項において、内閣府令で定めるとされているところ、現在検討中の府令においては、面談について、妊娠の届出時、出産前、出産後の適切な時期に面談を実施することを定める予定です。</p> <p>なお、相談支援の質の向上は重要な課題であると認識しており、具体的な相談支援の方法などを国としても調査研究結果を踏まえガイドラインでお示しすることを予定しています。市町村が地域の実情にあわせた効果的な支援ができるよう必要な支援を行ってまいります。</p>
33	<p>● 出産・子育て応援ギフトの支給は面談が必須であったが、妊婦支援給付金の受給に当たって面談は義務ではない理解でよいか。「面談は不要だが妊婦支援給付金は必要」という方については、面談をせずに支給することは可能か。</p>	<p>「妊婦のための支援給付」と「妊婦等包括相談支援事業」は、それぞれ別の法律に定められており、面談を支給の条件とすることとされていないことから、面談を行わずとも支給をすることは不可能ではありません。ただし、子子法改正法による改正後の子ども・子育て支援法第10条の3においては、支給を行う際に、妊婦等包括相談支援事業による援助その他の支援を効果的に組合せて行うよう配慮することとされており、令和7年度以降においても、身体的・精神的・経済的な面で、妊婦への支援を総合的に行う観点から、面談と給付を一体的に実施することが求められています。</p> <p>当該法律の趣旨を踏まえ、妊婦のための支援給付を、妊婦等への支援の機会としていただき、市町村のこれまでの伴走型相談支援の運用をさらに充実する形で、妊婦等への支援に取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>(参考) 子子法改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）</p>

		第10条の3 市町村は、妊婦のための支援給付を行うに当たっては、妊婦支援給付金の支給と児童福祉法第6条の3第22項に規定する妊婦等包括相談支援事業による援助その他の支援とを効果的に組み合わせることにより、妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援を行うよう配慮するものとする。
34	○ 妊婦等包括相談支援事業において面談等の実施機関はどこか。本事業の一部または全部をNPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等へ委託して実施することは可能か。	妊婦等包括相談支援事業の実施主体は市町村であり、基本的にこども家庭センターがその業務を担うことを想定していますが、市町村が本事業を適切に実施できると判断されれば、団体や法人に委託することも可能です。
35	○ 面談等を実施する者は保健師等の専門職であることが必要か。	専門職だけでなく、相談支援の実績や研修の受講など、市町村が認める要件を満たす者が面談等の対応をすることも想定しています。
36	○ 母子保健法に基づく保健指導と本事業の違いは何か。	保健指導は、妊産婦や保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関する専門的な知見による必要な指導を行い、又は医療専門職から指導を受けることを勧奨するものです。 一方、本事業は妊産婦等の状況を面談の実施等により把握し、妊娠、出産又は育児に関する困りごとや不安に対する相談に応じ、母子保健及び子育てに関する情報の提供を行うなど、妊娠時から妊産婦等に継続的に寄り添った相談支援を行うものです。
37	○ 面談の回数に決まりはあるのか。	法律上の規定はありませんが、少なくとも、現行の伴走型相談支援と同水準の対応は必要と考えています。妊婦等包括相談支援事業の具体的な内容は、子子法改正法による改正後の児童福祉法第6条の3第22項において、内閣府令で定めるとされているところ、現在検討中の府令においては、面談について、妊娠の届出時、出産前、出産後の適切な時期に面談を実施することを定める予定です。 (参考) 子子法改正法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号） 第六条の三 この法律で、児童自立生活援助事業とは、次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居その他内閣府令で定める場所における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を

			<p>解除された者に対し相談その他の援助を行う事業をいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>②～⑳ (略)</p> <p>㉑ この法律で、妊婦等包括相談支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、妊婦及びその配偶者その他内閣府令で定める者（以下この項において「妊婦等」という。）に対して、面談その他の内閣府令で定める措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業をいう。</p> <p>㉒ (略)</p>
38	○	面談は誰に対して行うのか。	<p>面談の対象は、子子法改正法による改正後の児童福祉法第6条の3第22項において、「妊婦及びその配偶者その他内閣府令で定める者」とされています。具体的な内容は府令で定める予定ですが、婚姻関係にないパートナーや、祖父母が養育する場合の祖父母等も、相談支援の対象となるものと考えています。</p> <p>なお、面談に当たっては、出産・子育て応援交付金における伴走型相談支援の対応と同様に、妊娠期間中の過ごし方や出産までの見通し、子育てガイドにより産前・産後のサービス等を、可能な範囲で配偶者やパートナーの同席のうえで確認することが望ましいと考えています。</p>
39	○	面談は対面で実施することが必要か。	<p>面談の方法は、子子法改正法による改正後の児童福祉法第6条の3第22項において、「面談その他内閣府令で定める措置を講ずることにより」とされています。具体的な内容は府令で定める予定ですが、対面を基本としつつ、妊婦の体調や地域の特性に応じ、オンラインやこれに準ずる方法を可能とすることを考えています。</p>
40		面談は複数回実施されるが、それぞれ異なる者が面談を担当しても良いのか。	<p>面談内容の継続性の担保や妊婦との関係構築の観点から、当該妊婦との間で信頼関係の構築が困難である等の特殊な事情がある場合を除き、可能な限り、同じ者が継続して面談を行うことが望ましいと考えられます。担当者の異動や退職、繁忙の状況等、やむを得ない事情により別の者が担当する場合であっても、前回の面談情報を共有するなどの体制整備に努め、妊婦に寄り添った対応をお願いいたします。</p>

41	○ 産前や産後の面談以降の随時の相談対応の考え方は具体的に示されるか。	<p>妊婦等包括相談支援事業として行う面談のほか、各面談の間や産後の随時のタイミングにおいて、これまで市町村の創意工夫で実施している子育て関連のイベント等の情報発信や相談対応を継続的に実施することは、妊婦に寄り添った支援を行う観点から重要だと考えています。</p> <p>こうした具体的な相談支援の方法などについては、国としても調査研究結果を踏まえガイドラインでお示しすることを予定しています。市町村が地域の実情にあわせた効果的な支援ができるよう必要な支援を行ってまいります。</p>
42	○ 市町村子ども・子育て支援計画の手引きに示された妊婦等包括相談支援事業の量の見込み及び確保方策について、面談回数の考え方と計画の記載方法を具体的に示していただきたい。	<p>市町村子ども・子育て支援事業計画の面談回数の量の見込みにおいては、令和7年度以降妊婦等包括相談支援事業が施行され、相談支援を更に推進していく必要があることから、3回以上を設定することを検討していただきたいと考えています。なお、ここでいう回数是对面での面談を想定していますので、出産・子育て応援交付金事業で実施していたアンケートの回収のみでは面談回数としてはカウントされません。アンケートにより面談を希望された方に対してのみ面談を実施する場合においては、仮に全員が希望すれば全員に面談を実施することになるため、住民の潜在的ニーズとして量の見込みを3回と設定してください。一方で実績においては、面談を実施した回数を計上していただくこととなります。</p> <p>また、記載方法については、先に、「令和6年10月10日付け、第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版ver.2)について(送付)」事務連絡 こども家庭庁 (cfa.go.jp)、においてお示した記載例にあるとおり、妊娠届出数・1組当たりの面談回数の記載をお願いいたします。これは、合計回数だけの記載では、1人当たりの面談回数が不明確であり、潜在的なニーズを把握して適切に算出されたか不明瞭な記載となることが危惧されるためです。</p> <p>なお、記載箇所については、妊婦等包括相談支援事業又は子ども・子育て支援法改正新規3事業の枠に記載をお願いします。利用者支援事業の枠組みの中で整理いただく場合、既存3項目(基本型、特定型、こども家庭センター型)の後に追記することは差し支えありません。</p>

妊婦のための支援給付

支給対象者 給付額・住民票・転出転入・申請届出・認定関係

43	●	妊婦支援給付金の額の考え方は如何。	妊娠に着目した支援給付であるため、妊娠に対して5万円、妊娠しているこどもの人数に応じて5万円を支給することになります。 双子を妊娠している場合は、計 15 万円が支給されます。
44	●	流産・死産・人工妊娠中絶は給付金の支給対象となるか。	妊娠に着目した支給であるため、流産・死産の場合も支給の対象となります。
45	○	妊婦給付認定をするのはどこの市町村か。	当該妊婦の申請時点の住民票所在地の市町村が行います。
46	○	日本国内に住所を有するとは、どういう意味か。	日本国内の市町村に住民票を有することを意味します。現に住んでいる、居住実態がある市町村ではありません。
47	●	妊婦のための支援給付の対象者は妊婦のみか。父親や祖父母その他現にこどもを監護する者は対象者となりうるか。	妊婦のための支援給付の支給要件は、子子法改正法による改正後の子ども・子育て支援法第 10 条の8において、「妊婦であって、日本国内に住所を有するものに対して行う。」とされており、妊婦にはなり得ない父親や祖父母その他の者は、支給対象者にはなりません。 (参考) 子子法改正法による改正後の子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号) (支給要件) 第 10 条の 8 妊婦のための支援給付は、妊婦であって、日本国内に住所を有するものに対して行う。
48	○	妊婦給付認定やその取消しは、行政手続法上の行政処分に該当するという理解でよいか。	お見込みのとおりです。
49	○	胎児の数の届出に基づく認定は必要か。	令和6年8月 20 日に発出した「令和6年度 出産・子育て応援交付金自治体職員向け Q&A(第1版)」において、「支給要件を満たした妊婦が妊娠しているこどもの人数の届出

			を受けて認定することで、妊娠しているこどもの人数×5万円を支給すること」と示しておりましたが、胎児の数の届出書に記載された胎児の数と母子健康手帳の記載やこれまでの記録等と齟齬がないかを確認していただくことで、一般的に十分な事実確認ができることから、胎児の数の届出に基づく認定を別途実施する必要はありません。
50	○	短期在留資格により本邦に在留している妊婦やいわゆるオーバーステイの状態である妊婦に対して妊婦給付認定できるか。	日本国内に住所を有する妊婦が認定の対象となります。住民票の有無でご判断ください。
51	○	住民票をおいたまま海外で妊娠出産して帰国した場合は支給されるか。	妊婦支援給付金は、妊婦が、住民票所在地の市町村に対し、妊婦支援給付金の支給を受ける資格を有することについての認定の申請（以下、「妊婦給付認定申請」という。）を行い、妊婦給付認定者として確認された後に支給されます。2回目の支給についても、妊婦給付認定者が胎児の数の届出を妊娠期または出産後に行うことで支給されます。 海外で妊娠・出産をした場合であって、当該妊娠期間に、市町村における住民票がある場合には、認定の申請と胎児の数の届出を速やかに行っていただき、妊婦給付認定を行った後に支給していただくこととなります。
52	○	住民票をおいたまま海外から妊婦給付認定申請及び妊娠の事実となる証明等を提示し妊婦給付認定された場合に、出産して帰国後に胎児の数の届出をすれば支給はされるか。	ご認識のとおり、支給いただくこととなります。
53	○	出産後、児童相談所による一時保護や里親委託等により、こどもが里親や乳児院に預けられ、申請（認定）時点でこどもの養育を行っていない場合も、妊婦へ支給するという理解で良いか。	ご認識のとおりです。 妊婦のための支援給付の支給要件は、「妊婦であって、日本国内に住所を有するものに対して行う」とされており、こどもを現に監護していることやこどもと生計を同一にしているといったことは要件とはされておりません。

54	○ 妊婦が代理人への支給を希望した場合、代理人に支給先を変更することは可能か。	<p>子子法改正法による改正後の子ども・子育て支援法第 10 条の6の規定の趣旨に鑑み、あくまでも、妊婦給付認定者ご本人自らが支給を受けるべきと考えています。</p> <p>(参考) 子子法改正法による改正後の子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号) 第 10 条の 6 妊婦のための支援給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>
55	○ 妊婦が、出産したこどもの名義の銀行等への口座振込を希望した場合、その希望に応ずることは可能か。	<p>妊婦のための支援給付は、「妊婦」に対して行うものであるため、たとえこどもの名義の口座への振込を希望された場合であっても、妊婦本人の口座に振り込んでいただくようお願いいたします。</p> <p>(参考) 子子法改正法による改正後の子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号) 第 10 条の 6 妊婦のための支援給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 第 10 条の 8 妊婦のための支援給付は、妊婦であって、日本国内に住所を有するものに対して行う。</p>
56	○ 妊産婦が未成年であった場合、妊婦支援給付金はどのように支給すればよいか。	<p>妊婦支援給付金の支給に年齢要件はないため、成年の方と同様の手続きを経て支給してください。</p>
57	○ 未成年である妊婦に妊婦支援給付金を支給することは、親権者との関係で問題ないのか。	<p>妊婦のための支援給付は、「妊婦」に対して行うものであることから、たとえ未成年であっても妊婦本人に支給することが必要です。さらに、妊婦支援給付金の支給は、それを受けることにより未成年者である妊婦が何らかの債務・責務を負うものではないことから、給付認定を受けるための申請を行うに当たって、親権者の同意は不要と考えています。</p> <p>なお、未成年者が妊娠・出産するケースの中には、要保護児童や特定妊婦としての対応が必要になる可能性があることから、妊婦等包括相談支援事業を行う中で、関係機関と適切に連携して対応いただくようお願いいたします。</p> <p>(参考) 子子法改正法による改正後の子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号) (支給要件)</p>

			第10条の8 妊婦のための支援給付は、妊婦であって、日本国内に住所を有するものに対して行う。
58	○	令和6年8月20日付の出産・子育て応援交付金自治体職員向けQ&A(第1版)NO.121に妊婦給付認定と胎児の数の届出を同時に受け、妊娠中に全額妊婦支援給付金を支給することは可能と示されているが、今般の自治体向け説明動画で胎児の数の届出は産後との説明があったが、考え方に変更があったのか。	<p>令和6年8月20日付の出産・子育て応援交付金自治体職員向けQ&A(第1版)NO.121において、支給対象者が1回の面談で全額給付金を受給したいと希望された場合に、妊娠届出時に胎児の数が確認できれば可能と回答していましたが、この趣旨は、当該NO.121の回答にも記載しているとおり、妊婦給付認定者に特別な事情があり、1回で受給したいと希望された場合のことを鑑みて可能であると回答を記載したところです。</p> <p>法の趣旨としては、妊婦給付認定申請と胎児の数の届出を分けることにより、2回に分けた支給を機として、妊婦等包括相談支援事業の面談を行うことで、妊婦に対して寄り添った支援を継続して講ずるものであり、この考え方に変更はありません。</p> <p>その後、令和6年10月31日の自治体説明動画において、胎児の数の届出の時期を内閣府令で定める案として「出産により胎児の数が明らかになった日以降」としたのは、特に2回目の面談について、その実施時期を検討している中で、その時点での案としてお示したものです。</p> <p>胎児の数の届出時期を内閣府令の定めるにあたり、市町村からの意見を伺いながら引き続き検討を進めて参りますが、現時点においては、今般提示した「出産により胎児の数が明らかになった日以降」をベースとしつつ、出産前(妊娠後期)の面談の重要性と、出産に係る準備費用に充てていただく場合もあることを踏まえ、「出産予定日の8週間前以降」として規定することを検討しています。</p> <p>引き続き、支給の時期について、法の趣旨を踏まえつつ、市町村と受給者の希望に応じたものとなるよう、検討してまいります。</p>
59	○	里帰り出産をした妊婦から、里帰り先の市町村に胎児の数の届出があった場合、里帰り先の市町村が2回目の支給をすることになるか。	<p>胎児の数の届出は妊婦給付認定者が住民票所在地市町村に行くこととされており、給付認定を行っていない里帰り先の市町村で支給手続を行うことはできません。</p> <p>(参考) 子子法改正法による改正後の子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) 第10条の9 妊婦のための支援給付を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、</p>

		<p>その認定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の認定（以下「妊婦給付認定」という。）は、当該妊婦給付認定を受けようとする者の住所地の市町村が行うものとする。</p> <p>第10条の13 妊婦給付認定者は、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、当該妊婦給付認定者の胎児の数その他内閣府令で定める事項を届け出なければならない。</p>
60	○	<p>妊婦が転出した場合、転出元の市町村は妊婦給付認定を取り消すことができるが、その際は、既に支給済となった妊婦支援給付金について、返金を求める必要があるか。</p> <p>返金を求める必要はありません。転入先の市町村は、転入してきた妊婦からの妊婦給付認定申請を受け、妊婦給付認定を行い、妊婦給付認定者からの胎児の数の届出により転出元で支給された給付金の額を控除した額を支給することになります。</p> <p>ただし、転出元の市町村は、当該妊婦の妊婦給付認定を取り消す必要があります。</p> <p>（参考） 子子法改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） （妊婦給付認定の取消し）</p> <p>第10条の10 妊婦給付認定を行った市町村は、妊婦給付認定を受けた者（以下「妊婦給付認定者」という。）が当該市町村以外の市町村の区域内に住所地を有するに至ったと認めるときその他政令で定めるときは、当該妊婦給付認定を取り消すことができる。</p> <p>第10条の12 市町村は、妊婦給付認定者に対し、妊婦支援給付金を支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 妊婦給付認定者が当該妊婦給付認定の原因となった妊娠と同一の妊娠を原因として他の市町村から妊婦支援給付金の支給を受けた場合には、当該妊婦給付認定者が市町村から支払を受けることができる妊婦支援給付金の額は、前項に規定する額から当該他の市町村から支払を受けた額を控除した額とする。</p>
61	○	<p>転出前の市町村において妊婦給付認定を受け、その後転出した場合、転入先の市町村は転入前の市町村における妊婦支援給付金の支給の有無のみならず、妊婦給付認定の取り消しの有無を把</p> <p>妊婦給付認定者が転出した場合は、当該妊婦は転入先の市町村で再度妊婦給付認定申請を行い、妊婦給付認定を受けて支給を受けることになります。</p> <p>転入先の市町村は、転出元での給付金の受給確認をしていただく必要がありますが、妊婦給付認定の取り消し有無の確認は必要ありません。</p> <p>転出元の市町村は、妊婦給付認定者が転出したことが明らかとなった場合は、妊婦給付認定を取消すことができます。この際、当該妊婦給付認定者の申請・同意は不要です。</p>

		握する必要があると考える。その場合どのように行うべきか。	<p>なお、令和8年度以降は、番号法による情報提供ネットワークシステムでのデータ連携により、転出してきた方の受給状況の確認をできるようにする方向で準備を進めています。</p> <p>(参考) 子子法改正法による改正後の子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第10条の10 妊婦給付認定を行った市町村は、妊婦給付認定を受けた者(以下「妊婦給付認定者」という。)が当該市町村以外の市町村の区域内に住所地を有するに至ったと認めるときその他政令で定めるときは、当該妊婦給付認定を取り消すことができる。</p>
62	○	転出先で改めて妊婦給付認定を行うケースにおいて、その申請が出生後となった場合の取扱如何。	妊娠していた事実及び出産している事実を確認のうえ、妊婦給付認定申請を受け、妊婦給付認定を行い、妊婦給付認定者として支給することになります。
63	○	妊娠の届出時に認定の申請がなかった者は、出産後に認定の申請を行うことで、妊婦支援給付金の支給を受けられるか。	出産後でも、当該者が認定の申請を行い、市町村において妊娠していた事実及び胎児の数が確認できれば、支給を行うことは可能です。
64	○	出産時点で妊婦給付認定がなく、認定の申請前に他の市町村に転出している場合は転出元、転出先のどちらが申請を受けるのか。	出産までに妊婦給付認定がなく、認定の申請までに他の市町村に転出している場合は、転出先の住民票がある市町村が認定の申請を受け、妊娠していた事実及び胎児の数の届出を確認のうえ支給することになります。
65	○	DV等により住民票所在地から住民票をおいたまま避難している場合の対応は如何。	<p>当該ケースにおいても、住民票所在地の市町村が、妊婦給付認定申請を受け、妊婦給付認定を行い、妊婦給付認定者として支給することになります。</p> <p>各手続きに際しては、当該者の状況に十分配慮のうえ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)等の関係法令に基づき、住民票所在地市町村と避難先の市町村等が連携のうえ適切に対応をしてください。</p>
66	○	「面談は不要だが妊婦支援給付金は必要」という方については、面談をせずに妊婦支援給付金を	「妊婦のための支援給付」と「妊婦等包括相談支援事業」は、それぞれ別の法律に定められており、面談を支給の条件とすることとされていないことから、面談を行わずとも支給をすることは不可能ではありません。ただし、子子法改正法による改正後の子ども・子

	<p>支給することは可能か。</p>	<p>育て支援法第10条の3においては、支給を行う際に、妊婦等包括相談支援事業による援助その他の支援を効果的に組合せて行うよう配慮することとされており、令和7年度以降も、身体的・精神的・経済的な面で、妊婦への支援を総合的に行う観点から、面談と給付を一体的に実施することが求められています。</p> <p>当該法律の趣旨を踏まえ、妊婦のための支援給付を、妊婦等への支援の機会としていただき、市町村のこれまでの伴走型相談支援の運用をさらに充実する形で、妊婦等への支援に取り組んでいただきたいと考えています。</p> <p>(参考) 子子法改正法による改正後の子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) 第10条の3 市町村は、妊婦のための支援給付を行うに当たっては、妊婦支援給付金の支給と児童福祉法第6条の3第22項に規定する妊婦等包括相談支援事業による援助その他の支援とを効果的に組み合わせることにより、妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援を行うよう配慮するものとする。</p>
67	<p>○ 妊娠届未提出・母子健康手帳未発行、妊婦健康診査未受診又は極端に受診回数が少ないといった妊婦より、出産後に認定の申請を受け、その際に面談は不要との意思が示されたような場合、ハイリスクの家庭であることは明らかであり、こどもの安全確認・確保といった観点から、母子と面会・面談を実施することを条件として妊婦支援給付金を支給することは可能か。</p>	<p>ご指摘のようなハイリスクな事例について、面談を行うことが望ましいことは明らかであるものの、面談の実施を、法定給付である妊婦支援給付金の支給の要件とすることは出来ません。認定申請手続きで来庁する機会等を活かす等の工夫をお願いいたします。</p> <p>(参考) こども家庭庁の審議会の報告書「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第20次報告)」によれば、令和4年度に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例における心中以外の虐待死(54例56人)のうち、「妊娠期・周産期の問題」として、「妊婦健康診査未受診」が28.6%あったとされています。また、同報告書には、虐待による死亡事例等を防ぐために養育者の側面として留意すべきリスクとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である ・ 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない ・ 予期しない妊娠/計画していない妊娠 ・ 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種が未接種である（途中から未受診の場合も含む） <p>といったことが例示されています。</p> <p>妊婦支援給付金の支給にかかる認定申請の手続き等の機会を、これらの要件に合致する方を支援に繋げる機会としても、ご活用いただければと思います。</p>
68	○	妊婦給付認定を受けずに出産または流産・死産された場合は妊婦支援給付金の支給を受けることはできるか。	妊婦給付認定を受けずに出産または流産・死産された場合、妊娠の事実が確認できれば、出産または流産・死産後に妊婦給付認定することで、妊婦支援給付金の支給を受けることは可能です。
69	○	妊娠の届出がなく、また妊婦健診も未受診のまま流産している場合は妊婦給付認定ができるか。	妊婦給付認定には、妊娠の事実が客観的に確認できる必要があります。 このため、産科医療機関を受診することなく、流産に至った場合には、妊婦給付認定することはできません。妊娠の届出がない場合でも、流産等の前に産科医療機関の受診により医師が胎児心拍の確認をしたと診断書等により証明できる場合には、流産後に妊婦給付認定を行うことは可能です。
妊娠の事実確認関係			
70	○	市販の妊娠判定薬で陽性反応が出た場合も妊娠の届出を行うことができるが、このように産科医療機関を受診する前の段階で、妊婦支援給付金の認定の申請があった場合にも認定してよいか。	妊婦給付認定に際しては、産科医療機関において妊娠の事実を確認した場合に認定することとなります。
71	○	妊娠の事実を確認した場合に認定とあるが、妊娠の定義は如何なるものか。	妊婦給付認定に関する妊娠の定義は、受診した産科医療機関の医師等が胎児心拍を確認したことをもって妊娠の事実としています。
72	○	生化学的妊娠及び異所性妊娠は認定対象となるか。	血清又は尿中に β -hCGが検出されるものの妊娠が確認されない生化学的妊娠及び妊娠が継続できない異所性妊娠については、現在の出産・子育て交付金における整理と同様、対象外とする考えです。

73	○	人工妊娠中絶及び流産した場合の胎児の数の届出の証拠書類は当該者に求めるのか。	流産等の場合でも、医師により妊娠の事実が確認され、胎児の数も確認されたうえで妊娠の届出により母子健康手帳が交付されている場合は、当該届出者に証拠書類を求める必要はありません。
74	○	死産の場合の胎児の数の届出は死産届による確認でよいか。	お見込みのとおりです。なお、死産の場合でも母子健康手帳が交付されている場合は、母子健康手帳での確認でも問題はありません。
75	○	多胎妊娠であった者が単胎で出産された場合には、多胎の数が支給の対象となるか。	お見込みのとおりです。
76	○	胎児の数の届出時に単胎で届出をして支給したが、その後、多胎と判明した場合は、胎児の数の届出の修正を届け出ることにより、妊婦支援給付金が支給されるということが良いか。	お見込みのとおりです。

妊婦支援給付対象範囲

77	●	令和7年3月31日までに妊娠の届出を受け、出産応援ギフトを支給し、令和7年4月1日以降に出産した場合の子育て応援ギフトの取扱如何。	<p>令和6年度中に妊娠の届出を受け、出産・子育て応援交付金事業として出産応援ギフトを支給した後、令和7年度に入り当該者が出産した場合には、これまで子育て応援ギフトの支給としていた部分は新制度での法定給付(妊婦のための支援給付)となります。新制度に基づく給付として、胎児の数に1を加えた値に5万円を乗じた額から5万円を控除して支給を行うこととなります。</p> <p>(参考)</p> <p>子子法改正法附則第3条において、令和7年4月1日前に出産応援ギフトの支給を受けた場合には、第10条の12第3項を読み替え、「妊婦給付認定者が当該妊婦給付認定の原因となった妊娠と同一の妊娠を原因として市町村から令和六年度予算における国の妊娠出産子育て支援交付金を財源として市町村から給付される給付金で妊娠から出産及び子育てまでの支援の観点から支給されるものの支給を受けた場合には、当該妊婦給付認定者が市町村から支払を受けるこ</p>
----	---	---	---

			とができる妊婦支援給付金の額は、前項に規定する額から5万円を控除した額とする。」(塗りつぶしは読み替え部分)とされている。
78	○	令和7年3月31日までに妊娠の届出及び出産応援ギフトの申請があったが、出産応援ギフトを支給していない場合、令和7年度に入り法定給付の対象となるのか。また、妊婦給付認定申請はどのように案内をする想定か。	<p>令和7年3月31日までに出産応援ギフトの申請を受理している方については、出産・子育て応援交付金として支給してください。</p> <p>令和7年4月1日時点で妊娠しており、令和7年3月31日までに出産応援ギフトを申請していない場合は、妊婦給付認定申請を受け、認定のうえ妊婦支援給付金を支給することになります。</p> <p>また、基本的には妊娠の届出時に面談を実施して、その場で出産応援ギフトを申請されると思いますが、その場で申請されない方については、令和7年4月1日より制度が変わる旨の周知をお願いいたします。</p>
79	●	令和7年3月31日までに妊娠し、出産応援ギフトを支給したが、4月1日以降に流産した場合、2回目の給付として、妊婦支援給付金を支給することは可能か。	<p>可能です。令和7年4月1日より前に妊娠し、出産応援ギフトの支給を受けた妊婦が、令和7年4月1日以降に流産し、流産後に妊婦給付認定申請及び胎児の数の届出を合わせて行われた場合は、胎児の数に1を加えた値に5万円を乗じた額から5万円を控除して、妊婦支援給付金を支給してください。</p>
80	○	令和6年度に妊娠の届出をし、出産応援ギフトが支給された妊婦が、令和7年3月31日以前に住民票を除票して海外に転出し、令和7年4月1日以降に海外で出産した後に帰国した場合、帰国後に胎児の数の届出を行うことにより妊婦支援給付金の2回目の支給対象となるか。	<p>令和7年3月31日以前に住民票を除票して海外に転出し、出産後に帰国した場合は、令和7年4月1日(法施行日)以降、妊婦であって日本国内に住所を有する期間がないため、帰国後に妊婦給付認定申請をすることができず認定できません。</p> <p>(市町村の認定等)</p> <p>第十条の九 妊婦のための支援給付を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の認定(以下「妊婦給付認定」という。)は、当該妊婦給付認定を受けようとする者の住所地の市町村が行うものとする。</p>
81	○	令和6年度に妊娠の届出をし、出産応援ギフトが支給された妊婦	<p>令和7年4月1日以降に妊婦が住民票を除票して海外に転出し、出産後に帰国して妊婦支援給付金を受給するためには、帰国後に改めて住民票所在地市町村で時効(※)の</p>

		<p>が、令和7年4月1日以降に住民票を除票して海外に転出し、海外で出産した後に帰国した場合、帰国後に胎児の数の届出を行うことにより妊婦支援給付金の2回目の支給対象となるか。</p>	<p>範囲内に妊婦給付認定申請を行い、認定を受け、胎児の数の届出を行う必要があります。市町村は認定に際し、出産応援ギフトを支給する原因となった妊娠と同一の妊娠である事実を確認のうえ認定し、胎児の数の届出を確認したうえで支給することになります。</p> <p>※時効についてはNO.90を参照ください。</p>
82	○	<p>令和6年度に妊娠し、令和7年度に入り妊娠の届出と妊婦給付認定により支給された妊婦が、令和7年4月1日以降に住民票を除票して海外に転出し、海外で出産した後に帰国した場合、帰国後に胎児の数の届出を行うことにより妊婦支援給付金の2回目の支給対象となるか。</p>	<p>令和7年4月1日以降に妊婦給付認定者が住民票を除票して海外に転出した場合は認定が取り消されるため、出産後に帰国して残りの妊婦支援給付金を受給するためには、帰国後に改めて住民票所在地市町村で時効(※)の範囲内に妊婦給付認定申請を行い、認定を受け、胎児の数の届出を行う必要があります。市町村は認定に際し、1回目の支給の原因となった妊娠と同一の妊娠である事実を確認のうえ認定し、胎児の数の届出を確認したうえで支給することになります。</p> <p>※時効についてはNO.90を参照ください。</p>
83	○	<p>令和6年度に妊娠し、令和7年度に入り妊娠の届出をしたが、妊婦給付認定申請をせずに、令和7年4月1日以降に住民票を除票して海外に転出し、海外で出産した後に帰国した場合、帰国後に妊婦給付認定申請を行うことで妊婦支援給付金の支給対象となるか。</p>	<p>令和7年4月1日以降に妊婦が住民票を除票して海外に転出した場合、出産後に帰国して妊婦支援給付金を受給するためには、帰国後に改めて住民票所在地市町村で時効(※)の範囲内に妊婦給付認定申請を行い、認定を受け、胎児の数の届出を行う必要があります。市町村は認定に際し、妊娠の事実を確認のうえ認定し、胎児の数の届出を確認したうえで2回の給付金をまとめて支給することになります。</p> <p>※時効についてはNO.90を参照ください。</p>
84	○	<p>令和7年度に妊娠の届出をした後に、住民票を除票して海外に転出し、海外で出産した後、日本に帰国せずに妊娠の事実があったこと</p>	<p>妊娠の届出があったとしても、妊婦給付認定申請の時点で日本国内に住所を有していないため、妊婦給付認定できないことから支給できません。</p>

		を主張して妊婦支援給付金の申請をしてきた場合、妊娠の事実をもって認定及び支給はできるか。	
経過措置関係			
85	○	令和7年3月31日までに出生している方に対する令和7年度以降の給付(いわゆる経過措置)の経費を引き続き検討しているとのことだが、確定された場合の交付申請については、令和6年度にするのではなく、経過措置分の交付要綱が別途定められ、当該交付要綱に基づき令和7年度に国へ交付申請するということが良いか。	令和7年度の対応については、引き続き検討している段階ですが、確定した場合の対応はお見込みの方法を予定しております。
86	○	令和7年3月31日までに出産し、令和7年3月31日までに子育て応援ギフトを支給していない場合、令和7年度に入り法定給付の対象となるのか。	令和7年3月31日までに出生している場合は妊婦のための支援給付の対象とはなりません。この場合は、経過措置として、出産・子育て応援交付金の対象となりますので、令和7年度に入り面談及び給付申請を受け、子育て応援ギフトとして支給してください。令和7年度に必要な市町村への交付額の確保については、引き続き対応の検討をまいります。
87	○	令和6年度までに出産した子どもに関する子育て応援ギフトを、令和7年度に出産・子育て応援交付金として支給することになった場合の市町村の予算措置はどうなるのか。	出産・子育て応援交付金として支給する分については都道府県及び市町村において、令和6年度と同様に令和7年度の予算計上が必要となる予定です。令和7年度に必要な市町村への交付額の確保については、引き続き対応の検討をまいります。
88	○	令和6年度までに出産・子育て応援給付金を現金以外のクーポン	令和7年度の当該対象経費に必要な額の確保については、引き続き対応を検討まいります。

	<p>等により支給した支給対象者が令和7年度にクーポン等を使用し、当該使用した額に応じて業務委託事業者に精算払いする場合のクーポン等は対象経費となるか。</p>	
89	<p>○ 令和7年3月31日に出産し、出産・子育て応援ギフトを支給していない場合の申請期限はいつまでか。</p>	<p>出産・子育て応援ギフトの申請期限は、出産した子が1歳に達する日以後の最初の3月30日までです。</p> <p>令和7年3月31日に出生した児童の場合は、当該児童は、令和8年3月30日に1歳に達することから、1歳に達する日以後最初の3月31日は「令和8年3月31日」となり、令和8年3月30日が期限となります。</p> <p>なお、この場合の令和7年度に必要な市町村への交付額の確保については、引き続き対応の検討をまいります。</p> <p>(参考)</p> <p>令和6年3月29日付け成環第119号により通知した、「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について」の一部改正についての事務連絡及び、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱の別添2第2Ⅱ(4)ア②(前文省略)ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により生後4か月頃までに支給の申請を行うことができなかった場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。この場合であっても、対象児童が1歳に達する日以後の最初の3月31日(令和6年3月31日までに1歳に達した児童の養育者は令和7年3月31日)以降は支給の申請はできないものとする。</p>

その他法定事項・府令・政令

90	○	<p>妊婦支援給付金の申請や支給期限はいつまでか。</p>	<p>妊婦支援給付金は、改正子子法において、5万円を妊婦給付認定後に遅滞なく、胎児の数に5万円を乗じた額を、胎児の数の届出があった以後に支払うものと定められています。国として標準的な事務処理期間を示すことは考えておりませんが、いずれの場合も速やかに支給していただくことになります。</p> <p>その上で、妊婦給付認定申請及び胎児の数の届出の期限については、改正子子法第73条に基づき、権利の行使ができる時を起算日として、2年となります。</p> <p>権利の行使ができる時とは、具体的には、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦給付認定申請については、医療機関で胎児心拍が確認された日 ・胎児の数の届出については、出産予定日の8週間前とする方向（今後、内閣府令において届出が可能となる日として規定する予定としています。） ・妊娠が継続できず流産等をした場合については、流産等をしたことが医療機関等において確認された日 <p>（参考）子子法改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） （妊婦支援給付金の支払方法）</p> <p>第10条の14 妊婦支援給付金のうち、5万円は妊婦給付認定後遅滞なく、第10条の12第2項の規定により算定した額から5万円を控除した額は当該妊婦給付認定者の胎児の数についての前条第1項の規定による届出があった日以後に支払うものとする。ただし、第10条の12第3項の規定の適用がある場合における妊婦支援給付金については、同項の規定により算定した額を当該届出があった日以後に支払うものとする。</p> <p>第73条 妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付を受ける権利並びに拠出金等及び子ども・子育て支援納付金その他この法律の規定による徴収金を徴収する権利は、これらを行することができる時から2年を経過したときは、時効によって消滅する。</p>
91	○	<p>妊婦給付認定のために対象者が市町村に提示する内容は何か。</p>	<p>妊婦給付認定申請の内容は、内閣府令に定める予定ですが、基本的には、妊娠の届出で規定された事項と同じ内容とする予定です。ただし、法第10条の9第1項に基づく認</p>

		<p>また、申請書様式などの定めはないのか。</p>	<p>定に当たって、妊婦の方には、妊婦給付認定の資格を有すること及び認定を求めることについての申告を行っていただく必要があると考えています。</p> <p>このため、妊娠の届出と重複している事項については、妊娠の届出により代えることができるとした上で、市町村は妊娠の届出に妊婦給付認定の資格を有すること及び認定を求めることについての申告を受ける欄を設ける等により、妊婦給付認定の申請を受け付けることが出来る取扱いと出来ないか調整中です。</p> <p>なお、国としては、妊娠の届出について、市町村が独自の様式を使用している現状に鑑み、様式の定めは行わない予定です。</p>
92	○	<p>虚偽の妊婦給付認定の申請を防止するため、どのような対策を講じるのか。</p>	<p>本人からの申請に疑義がある場合は、改正子子法第10条の5に基づき、本人等に報告等を求めることができるほか、本人の同意がある場合には、申請書に記載の医療機関に照会を行う等により、妊娠の真偽等を確認することが考えられます。</p> <p>なお、医療機関への照会については、出産・子育て応援交付金事業から継続した対応を行えるように関係学会と協議を進める検討をしているため、市町村においても地域の産科医療機関等と連携する対応をご検討ください。</p> <p>(参考) 子子法改正法による改正後の子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) (報告等)</p> <p>第十条の五 市町村は、妊婦のための支援給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、妊婦若しくはその配偶者若しくは妊婦の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に質問させることができる。</p>
現金その他確実な支払方法			
93	○	<p>その他確実な支払の方法に定められた内容を具体的にご教示いただきたい。</p>	<p>妊婦支援給付金の支払方法は、現金での受け渡しの他、内閣府令により、口座振替の方法を定めることを検討しています。</p>

94	○ 「現金その他確実な支払の方法として内閣府令に定めるもの」に電子マネーは該当するか。 給料の電子払いが厚生労働省の認める方法により可能となったがその他確実な支払方法とはならないのか。	<p>妊婦のための支援給付は、子ども・子育て支援法に基づく法定給付であり、その支給は確実に行われる必要があるところ、電子マネーについては、専用アプリの使用等、その受取に当たっての制約が存在しうることから、現金に準ずる支払いの方法として内閣府令に位置づけることが必ずしも適切ではないと考えられます。</p> <p>ただし、本人の希望があれば、現金での支払いに加えて、電子マネーでの支払いの方法を選択肢として提示することは妨げられません。給与の支払いにおいても、希望者には電子マネーでの支払いを認めているところですが、あくまで希望者であって、本人の同意なく会社側が電子マネーで給与を支払うことは認められておりません。</p>
95	○ ATM現金受取の方法は現金もしくはその他確実な支払方法に該当するか。該当しない場合、本人の同意を得て支給することは可能か。	該当しません。本人の同意を得て支給することは可能です。
96	○ 市町村が独自に発行し、1ポイント＝1円単位で利用できる「電子地域通貨」は「その他確実な支払の方法として内閣府令に定めるもの」に該当するか。	該当しません。
97	○ 妊婦支援給付金の口座振込を民間事業者に委託することは可能か。	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)により公金の取扱いが制限されており、委託可能なのは、指定金融機関のみであるため、指定金融機関以外の民間事業者に現金支給を委託することはできません。</p> <p>なお、本件に関する地方自治法の解釈については、総務省に確認済です。</p> <p>(参考) 地方自治法(昭和22年法律第67号) (金融機関の指定)</p> <p>第二百三十五条 都道府県は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、都道府県の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせなければならない。</p>

		<p>2 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。</p> <p>(私人の公金取扱いの制限)</p> <p>第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律若しくはこれに基づく政令に特別の定めがある場合又は次条第一項の規定により委託する場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならない。</p>
受給者同意のうえでの現金その他確実な支払方法以外の給付		
98	●	<p>市町村の判断により、現金支給を採用せず、クーポンのみの支給とすることはできないか。</p> <p>給付金は法定給付のため、受給者本人が希望する場合を除き、法令により定められた方法以外での支給はできません。</p>
99	●	<p>市町村の独自の上乗せ分も含めて、50,000円を超える金額(52,000円相当など)でクーポンを支給する場合にも、クーポンのみの支給とすることはできないか。</p> <p>たとえ市町村独自の上乗せ分が存在するとしても、受給者本人が希望する場合を除き、法令に定める支給方法とは異なる方法での支給はできません。</p>
100	○	<p>現金以外での支給を希望された際に後のトラブルを防ぐためにどのように同意をもらうべきか。</p> <p>現金その他確実な支払方法以外での支給を可能とする市町村は、どの支払方法を選ぶかについて、本人に選択肢を適切に示して、その意思を明確に確認しておく必要があります。</p> <p>このため、本人の意思確認の手順として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まず現金で受け取るか、それ以外で受け取るかの意思決定を得た上で、 ・現金以外で受け取ることが明示された場合に、具体的な受取方法として、クーポン等を選択していただくことが必要となります。
101	○	<p>クーポンで支給する場合の妊婦からの同意の取得方法は、システム上で「クーポンでの支給に同意する」旨のチェックボックスを設ける方法で良いか。</p> <p>お見込みの通りです。</p>

102	○ 現金とクーポンのいずれを選ぶかの選択をしてもらう方法については、web サイト上で、選択肢(現金・現金以外)を掲載して、現金以外を選択した場合に、市町村で準備した各種クーポン等から妊婦がいずれかを選択する方法でも問題ないか。	<p>問題ありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まず現金で受け取るか、それ以外で受け取るかの意思決定を得た上で、 ・現金以外で受け取ることが明示された場合に、具体的な受取方法として、クーポン等を選択していただくことが必要となります。 <p>なお、現金での受け渡しと口座振替以外の方法については、本人が希望した場合にのみ可能となる支給方法です。</p>
103	○ 現金以外のクーポン等として出産・子育て応援給付金を支給した場合において、有効期限前に当該クーポン等の未使用分を現金に替えて支給することは可能か。	<p>現金以外のクーポン等として支給した出産・子育て応援給付金の有効期限前の未使用分を、現金で支給することは差し支えありません。</p> <p>なお、当該未使用分のクーポン等を支給対象者へ現金として支給する場合にあたっては、公金の取り扱いとしての制限がかかることから、クーポン等の業務委託事業者等ではなく、市町村から支給対象者に支給することとなります(市町村が指定する公金取り扱い金融機関に委託して支給することは可能)。</p> <p>(参考) 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) (金融機関の指定)</p> <p>第二百三十五条 都道府県は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、都道府県の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせなければならない。</p> <p>2 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。</p> <p>(私人の公金取扱いの制限)</p> <p>第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律若しくはこれに基づく政令に特別の定めがある場合又は次条第一項の規定により委託する場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならない。</p>

その他			
104	○	妊婦給付認定後、振込先口座が解約されるなどしたため給付金を支給できず、かつ出国した等の事情により認定を受けた妊婦の居所が不明で連絡を一切取ることができない場合、請求書類の不備を理由に給付金の請求を却下してよいか。	差し支えありません。
105	○	妊婦支援給付金に、市町村独自に上乗せで支給することは可能か。	国は、市町村独自の予算措置について判断する立場にありません。 なお、市町村による上乗せ支給部分については、子ども・子育て支援法の規定は適用されないことには十分ご注意ください。